

【】国会の地位としくみ

【】国会の地位など

[国会の地位]

[問題](3 学期)

次の文の①, ②にあてはまる適語を下の[]の中からそれぞれ選べ。

国会は、国権の(①)であって、国の唯一の(②)である。

[制定機関 立法機関 最高機関 高等機関]

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 最高機関 ② 立法機関

[解説]

憲法は 41 条で、「国会は、國権の最高機關であって、國の唯一の立法機關である」と定めている。また、43 条で、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と定めている。

国会が国権の最高機関であるとされるのは、国会が、主権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織されるか

らである。すなわち、国会は主権者である国民と選挙で直接結びついており、国民は選挙を通じて国会をコントロールできるからである(国民→国会)。内閣総理大臣は国会が指名し、裁判官は内閣が指名・任命するので国民のコントロールは間接的になる(国民→国会→内閣、国民→国会→内閣→裁判所)。

また、法律は国会だけが制定できるので、国会は国の唯一の立法機関でもある。

※出題頻度：「國権の最高機關○」「唯一の立法機關○」

「主権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織されるから△」

(頻度記号：○(特に出題頻度が高い), ○(出題頻度が高い), △(ときどき出題される))

[国会の地位]

国権の最高機関

主権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織されるから

唯一の立法機関

[問題](2 学期期末)

日本国憲法は国会に対して、国の政治を行ううえで重要な地位を与えており、そのことを示した右の資料の空らん X, Y にあてはまる語句をそれぞれ答えよ。

国権の(X)
国会 └ 唯一の(Y)

[解答欄]

X	Y
---	---

[解答]X 最高機関 Y 立法機関

[問題](2 学期末)

次の①, ②にあてはまる語句を書け。

日本国憲法は、「国会は、(①)の最高機関であって、國の(②)の立法機関である」(第41条)と規定している。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 国権 ② 唯一

[問題](2 学期中間)

国会の地位について書かれた憲法第41条を完成せよ。

「国会は(①)であって、國の(②)である。」

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 国権の最高機関 ② 唯一の立法機関

[問題](2 学期末)

国会の地位について、「国権」「唯一」の2語を用いて答えよ。

[解答欄]

--

[解答]国会は、国権の最高機関であって、國の唯一の立法機関である。

[問題](2 学期中間)

次の文の①～④にあてはまる語句を答えよ。

国会は国権の(①)機関とされるが、それは、国会が、(②)権を持つ国民が(③)で直接選んだ(④)者によって組織されるからである。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 最高 ② 主 ③ 選挙 ④ 代表

[問題](2 学期中間)

国会が国権の最高機関とされる理由を、「主権者」「代表者」という語句を使って簡潔に説明せよ。

[解答欄]

[解答]国会が、主権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織されるから。

[国会議員の地位]

[問題](後期中間改)

次の文章中の①, ②に適語を入れよ。

国会議員は、国民の代表という重大な役割を果たすため、自由に活動できなければならない。国会議員には、ほかの仕事をしなくとも議員の仕事に専念できるように、国から給料(歳費)が支払われる。また、国会が開かれている間は原則として逮捕されない(①)特権や、国会で行った演説や採決などについて法的な責任を問われない(②)特権を持っている。

[解答欄]

①

②

[解答]① 不逮捕 ② 免責

[解説]

国民の代表という重大な役割を果たすため、国会議員は自由に活動できないなければならない。国会議員には、ほかの仕事をしなくとも議員の仕事に専念できるように、国から給料(歳費)(国民の平均よりも高い)

[国会議員の地位]

不逮捕特権

免責特権

が支払われる。また、国会が開かれている間は原則として逮捕されない不逮捕特権や、国会で行った演説や採決などについて法的な責任を問われない免責特権を持っている。

※出題頻度：「不逮捕特権△」「免責特権△」

[問題]

次の各問いに答えよ。

(1) 国会議員には次の①, ②のような特権がある。それぞれ何という特権か。

① 国会が開かれている間は原則として逮捕されない特権。

② 国会で行った演説や採決などについて法的な責任を問われない特権。

(2) 国会議員には、国民の平均よりも高い給料が国から支給される。この給料を特に何費といふか。

(3) (1), (2)などの特権が国会議員にあたえられている理由を「国民の代表」「自由」という語句を使って簡単に説明せよ。

(補充問題)

[解答欄]

(1)①	②	(2)
(3)		

[解答](1)① 不逮捕特権 ② 免責特権 (2) 歳費 (3) 国民の代表という重大な役割を果たすため、自由に活動できなければならないから。

【】二院制

[問題](2 学期中間改)

国会は衆議院と参議院から成り立っているが、これを(X)制という。(X)制を採用している理由は、国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることと、慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるためである。X にあてはまる語句を答えよ。

[解答欄]

[解答]二院

[解説]

国会は、任期が短く解散制度がある衆議院と、任期が長く解散がない参議院の 2 つの議院で構成されているが、これを二院制という。二院制をとっている理由は、国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることと、慎重な審議によって一方の議院の行きすぎを防ぐためである。

[二院制]

国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため

慎重な審議によって一方の議院の行きすぎを防ぐため

※出題頻度：「二院制○」「国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため○」

「慎重な審議によって一方の議院の行きすぎを防ぐため○」

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

(1) 国会は衆議院と参議院から成り立っている。このような制度を何というか。

(2) (1)のしくみを取り入れている理由を次の中から 2 つ選べ。

ア 国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため。

イ 一つの議院では仕事が多くて忙しいので、仕事を分担するため。

ウ 地方公共団体の意見を政治に反映させるため。

エ 慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるため。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 二院制 (2) ア, エ

[問題](後期中間)

わが国では、衆議院と参議院の二院制がとられている。その理由の 1 つが、「国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため」である。もう 1 つの理由な何か。次の()に入る語句を、10 字以内で答えよ。

「慎重な審議によって()をおさえるため」

[解答欄]

[解答]一方の議院の行きすぎ

[問題](2 学期中間)

次の各問いに答えよ。

日本では、国の政治の中心に国会が置かれており、任期が短く解散制度がある(①)院と、任期が長く解散がない(②)院の2つの議院から成り立っている。この制度を(③)という。

(1) 文中の①～③に適語を入れよ。

(2) 2つの議院が置かれているのは、国民のさまざまな意見をより広く反映できるようするためであるが、このほかにどのような理由があるか。「慎重な審議」「行きすぎ」という語句を使って簡潔に説明せよ。

[解答欄]

(1)①	②	③
(2)		

[解答](1)① 衆議 ② 参議 ③ 二院制 (2) 慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるため。

[問題](入試問題)

次の文は、国会が衆議院と参議院からなる二院制をとっている目的について述べたものである。文中の()に適することばを補い、これを完成させよ。

定数や任期、選挙制度が異なる議院を置くことで、()。また、慎重な審議によって一方の議院の行きすぎを防ぐこともできる。

(鹿児島県)

[解答欄]

[解答]国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることができる

[問題](3 学期)

次の文章を読み、各問い合わせよ。

国会は、(①)と(②)のa 2つの議院で構成されている。2つの議院は議員の任期などに差があり、(①)は任期が短く解散制度がある。

- (1) 文中の①、②にあてはまる語句を書け。
- (2) 下線部 aについて、2つの議院から成り立つ制度を何というか。
- (3) (2)の制度がとられている理由を「意見」「慎重」という語句を使って簡潔に答えよ。

[解答欄]

(1)①	②	(2)
(3)		

[解答](1)① 衆議院 ② 参議院 (2) 二院制 (3) 国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることと、慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるため。

【】任期・被選挙権・定数などのちがい

[任期のちがい]

[問題](前期期末改)

次の文中の①, ②に適当な数字を記入せよ。

衆議院の議員の任期は(①)年と短く, しかも, 解散制度があるため実際の平均在任期間はさらに短い。これに対し, 参議院議員の任期は(②)年と比較的長く, 解散制度もない。ただし, 参議院議員は3年ごとに半数を改選するしくみになっている。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 4 ② 6

[解説]

衆議院議員の任期は4年と短く, しかも, 解散制度があるため実際の平均在任期間はさらに短くなる(約2.8年)。このため, 衆議院は世論を敏感に反映しやすい。これに対し, 参議院議員の任期は6年と比較的長く, 解散制度もない。ただし, 参議院議員は3年ごとに半数を改選するしくみになっている。

[任期]
衆議院議員:4年, 解散あり
参議院議員:6年, 解散なし
(3年ごとに半数改選)

※出題頻度:「衆議院:任期4年で解散あり○」

「参議院:任期6年で解散なし, 3年ごとに半数を改選○」

[問題](2学期期末)

次の各問い合わせ答えよ。

- (1) 衆議院議員の任期は何年か。
- (2) 参議院議員の任期は何年か。
- (3) 解散制度があるのは衆議院と参議院のどちらか。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 4年 (2) 6年 (3) 衆議院

[問題](2学期期末)

次の各問い合わせ答えよ。

- (1) 衆議院議員総選挙が必ずしも4年の任期ごとに行われていない理由を書け。
- (2) 参議院議員の任期は6年であるが, 参議院議員選挙は3年ごとに行われる。これは, 参議院議員が, どのように改選されるからか。簡潔に述べよ。

[解答欄]

(1)
(2)

[解答](1) 衆議院には解散があるから。 (2) 3年ごとに議員の半数が改選されるから。

[問題](後期中間)

次の文を読んで、後の各問い合わせよ。

日本国憲法では国会の地位を「国権の(①)機関であって、国の唯一の(②)機関である」と定めている。国会は(③)と(④)から成り立ち、議員の選出方法や任期などに違いがある。(③)は任期が(⑤)年で(⑥)がある。また。(④)の任期は6年であり、(⑦)年ごとに半数ずつ改選される。

(1) 文中の①～⑦にあてはまる数字や語句を書け。

(2) ③と④で成り立っている仕組みを何というか、漢字3字で書け。

(3) (2)のような仕組みの長所を1つ書け。

[解答欄]

(1)①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	(2)
(3)			

[解答](1)① 最高 ② 立法 ③ 衆議院 ④ 参議院 ⑤ 4 ⑥ 解散 ⑦ 3 (2) 二院制

(3) 慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえることができる。(国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることができること。)

[任期・被選挙権・定数などのちがい]

[問題](2学期中間)

次の文中の①, ②に適語を入れよ。

衆議院議員の被選挙権は(①)歳以上で、参議院議員の被選挙権は(②)歳以上である。選挙権は、いずれも18歳以上である。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 25 ② 30

[解説]

	衆議院	参議院
定数	465人	248人
任期	4年(解散あり)	6年(解散なし)(3年ごとに半数改選)
被選挙権	25歳以上	30歳以上
選挙権	18歳以上	18歳以上

※出題頻度：「定数(465人・248人)△」「任期(4年・6年)○」「被選挙権(25歳以上・30歳以上)○」「選挙権 18歳以上△」

[問題](2学期中間)

次の表の①～④にあてはまる数字を答えよ。

院名	衆議院	参議院
定数	465人	248人
任期	(①)年(解散あり)	任期6年で3年ごとに半数改選
選挙権	(②)歳以上	(③)歳以上
被選挙権	(④)歳以上	(⑤)歳以上

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 4 ② 18 ③ 25 ④ 30

[問題](2学期期末)

次の表の①～⑦にあてはまる数字を答えよ。

	衆議院	参議院
定数	(①)人	(②)人
任期	(③)年(解散あり)	(④)年
選挙権	(⑤)歳以上	(⑥)歳以上
被選挙権	(⑦)歳以上	(⑧)歳以上

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧

[解答]① 465 ② 248 ③ 4 ④ 6 ⑤ 18 ⑥ 25 ⑦ 30

[問題](1 学期期末)

次の資料の①～⑪に適する語句や数字を書け。

	衆議院	参議院
議員の任期	(①)年	(②)年
被選挙権	(③)歳以上	(④)歳以上
選挙区	(⑤)制 11 区 (⑥)制	比例代表制 1 区 (⑦)制 47 区
議員数	(⑧)名	(⑨)名
解散	(⑩)	(⑪)

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	

[解答]① 4 ② 6 ③ 25 ④ 30 ⑤ 比例代表 ⑥ 小選挙区 ⑦ 選挙区 ⑧ 465 ⑨ 248
⑩ あり ⑪ なし

[問題](2 学期中間)

次の①～④は、 それぞれ衆議院と参議院のどちらにあてはまるか。

- ① 被選挙権は 30 歳以上である。
- ② 定数は 465 人である。
- ③ 任期は 4 年である。
- ④ 小選挙区比例代表並立制の選挙を行う。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 参議院 ② 衆議院 ③ 衆議院 ④ 衆議院

[問題](入試問題)

衆議院と参議院とではさまざまな違いがある。その違いの 1 つである両院の選挙制度について述べた文として誤っているものを、次のア～エから 1 つ選び、記号で書け。

- ア 衆議院と参議院では、議員の任期に違いがある。
- イ 衆議院と参議院では、被選挙権が認められる年齢に違いがある。
- ウ 衆議院と参議院では、議員数に違いがある。
- エ 衆議院と参議院では、選挙権が認められる年齢に違いがある。

(山梨県)

[解答欄]

[解答]エ

[解説]

エが誤り。被選挙権については衆議院議員 25 歳以上、参議院議員 30 歳以上と違いがあるが、選挙権は 18 歳以上と同じである。

【】衆議院の優越の根拠

[問題](2 学期中間改)

次の文中の①, ②に適語を入れよ。

日本国憲法は、国会で衆議院と参議院の議決が一致しないときに衆議院に強い力を与えている。これを衆議院の(①)という。これは、衆議院は任期が短く(②)もあるため国民の意見とより強く結びついているからである。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 優越 ② 解散

[解説]

両院がたがいに抑制しあうことによって、慎重に審議し、国民のさまざまな意見や利益を政治に反映させる目的で二院制がとられている。しかし、衆議院と参議院をまったく対等とすると、不都合が生じるおそれがある。たとえば、衆議院は与党が多数を占め、参議院は野党が多数を占めるという「ねじれ国会」になっている場合では、与党の過半数で衆議院を通過した法案が、参議院で野党によって否決されることが多くなる。このような状態が続くと国の政治は停滞してしまうことになる。予算の議決や内閣総理大臣の指名などの場合、衆参が対立したまま、いつも決着がつかないではすまされない。そこで、憲法は、法律の制定、予算の審議・議決、内閣総理大臣の指名、条約の承認について、衆議院の優越を定めている。任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついている(世論をより敏感に反映する)衆議院の意思を優先させて、国会の意思形成をしやすくするために、衆議院に優越した地位を与えているのである。

[衆議院の優越]

衆議院は任期が短く解散もあるため
国民の意見とより強く結びついているから

※出題頻度：「衆議院の優越○」「任期が短く解散もある→国民の意見とより強く結びついでいる◎」

[問題](入試問題)

日本国憲法は、「衆議院の優越」を認めている。それは、衆議院が参議院よりも国民の意思を反映しやすいと考えられているためである。衆議院が参議院よりも国民の意見を反映しやすいと考えられているのはなぜか。その理由として適切なものを、次のア～エのうちから選び、その記号を書け。

- ア 衆議院は参議院よりも任期が長く、解散があるため。
- イ 衆議院は参議院よりも任期が短く、解散があるため。
- ウ 衆議院は参議院よりも任期が長く、解散がないため。
- エ 衆議院は参議院よりも任期が短く、解散がないため。

(広島県)

[解答欄]

--

[解答]イ

[問題](1 学期期末)

次の文中の①～④にあてはまる語句を答えよ。それぞれ漢字 2 字が入る。

国会で衆議院と参議院の議決が一致しないとき、衆議院に強い力を与えている。これを衆議院の(①)という。衆議院の(①)が認められているのは、衆議院は、参議院よりも(②)が短く、(③)もあるため(④)の意見とより強く結びついているからである。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 優越 ② 任期 ③ 解散 ④ 国民

[問題](後期期末)

次の各問いに答えよ。

(1) 国会の議決で参議院と衆議院の意見が異なったときに適用される原則を答えよ。

(2) (1)を認めている理由として間違っているものを次のア～エの中から 1 つ選べ。

ア 衆議院は任期が短く、解散があること。

イ 衆議院は国民の声が、より敏感に反映されると考えられていること。

ウ 国会の議決で意見が異なった場合、衆議院の意見を優先させて、国会の意志形成をしやすくする必要があること。

エ 参議院は解散があるため、信用性に欠けるから。

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 衆議院の優越 (2) エ

[問題](入試問題)

わが国の国会では、衆議院と参議院の二院制がとられている。衆議院と参議院とで議決が異なった場合には、いくつかのことがらについて、衆議院の優越が憲法で定められている。衆議院が優越するのは、衆議院が参議院と比較して、国民の意思をより反映すると考えられているからである。その理由として、衆議院の議員の任期が参議院の議員の任期より短いことのほかに、どのようなことがあるか。簡単に書け。

(香川県)

[解答欄]

[解答]衆議院には解散の制度があること。

[問題](2 学期中間)

衆議院の優越が認められている理由を、「任期」「解散」「国民」という言葉を使って、簡潔に書け。

[解答欄]

[解答]衆議院は任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついているから。

[問題](2 学期中間)

次の文を読んで、後の各問いに答えよ。

国会は、a 衆議院と参議院から成り立っているが、議員の任期や選出方法にはちがいが設けられている。また、国会の議決は、原則的には両議院が一致して成立するが、異なった場合は、b 衆議院に強い権限が認められている。

- (1) 下線部 a について、議会が 2 つの議院から成り立つ制度を何と呼ぶか。
- (2) 下線部 b について、これを何と呼ぶか。
- (3) 国会の意思形成をしやすくするために、下線部 b のように衆議院に強い権限を認めてい るが、これは、参議院にくらべて衆議院にどのような特色があるからか。

[解答欄]

(1)	(2)
(3)	

[解答](1) 二院制 (2) 衆議院の優越 (3) 任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついていること。

【】国会の種類

[常会(通常国会)]

[問題](後期中間改)

毎年1回、1月に召集され、会期が150日間の国会を(X)という。(X)では、主として新年度の予算が審議・議決される。予算成立後は、法案審議を進める。文中のXに適語を入れよ。

[解答欄]

[解答]常会(通常国会)

[解説]

毎年1月中に必ず常会(通常国会)が開かれる。ここでは主として、
4月から始まる新年度の予算が審議・議決される。会期は150日間
とされ、予算成立後は、法案審議を進める。

※出題頻度：「常会(通常国会)◎」「毎年1月△」「150日間△」

「予算の審議・議決△」

[常会(通常国会)]
毎年1月に開かれる。
会期は150日間。
予算の審議・議決

[問題](2学期期末)

次の各問い合わせに答えよ。

(1) 每年1回、1月に召集される国会を何といいうか。

(2) (1)の国会での主な議題を次のア～ウから1つ選び、記号で答えよ。

ア 内閣総理大臣の指名 イ 新年度の予算 ウ 国内外の緊急問題

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 常会(通常国会) (2) イ

[問題](前期期末)

常会の召集時期は何月で会期は何日間か、組み合わせとして正しいものを次から1つ選び、記号で書け。

ア 召集1月・会期100日間

イ 召集6月・会期100日間

ウ 召集1月・会期150日間

エ 召集6月・会期150日間

[解答欄]

[解答]ウ

[特別会(特別国会)]

[問題](1 学期中間)

国会の種類について、衆議院の総選挙後 30 日以内に、内閣総理大臣の指名のために開かれる国会を何というか。

[解答欄]

[解答]特別会(特別国会)

[解説]

衆議院が解散されて総選挙が行われたときは、総選挙後 30 日以内に特別会(特別国会)が召集される。特別会の目的は内閣総理大臣の指名である。

[特別会(特別国会)]

衆議院の総選挙後30日以内に開催される
内閣総理大臣の指名を行う

※出題頻度：「特別会(特別国会)○」「衆議院解散による総選挙の日から 30 日以内に召集される△」「内閣総理大臣の指名○」

[問題](入試問題)

総選挙の日から 30 日以内に召集される国会の種類と、その国会ですべての案件に先立つて行われることの正しい組み合わせを、1つ選んで記号を書け。

ア 臨時会－予算の審議

イ 臨時会－内閣総理大臣の指名

ウ 特別会－予算の審議

エ 特別会－内閣総理大臣の指名

(秋田県)

[解答欄]

[解答]エ

[問題](後期中間)

次の各問いに答えよ。

(1) 衆議院解散後の総選挙の日から(①)日以内に召集される国会を(②)という。

①, ②にあてはまる数字、語句を答えよ。

(2) (1)の国会でまず行われることは何か。

[解答欄]

(1)①	②	(2)
------	---	-----

[解答](1)① 30 ② 特別会(特別国会) (2) 内閣総理大臣の指名

[問題](2 学期期末)

次のア～エは衆議院が解散し、新内閣が発足するまでの一連のできごとを示している。できごとの順に記号を並べよ。

- ア 内閣総理大臣の指名。
- イ 特別会の招集。
- ウ 国務大臣の任命。
- エ 衆議院議員総選挙の投票。

[解答欄]

[解答]エ→イ→ア→ウ

[臨時会(臨時国会)]

[問題](2 学期中間)

内閣の判断や、一方の議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求で召集される国会を何というか。

[解答欄]

[解答]臨時会(臨時国会)

[解説]

臨時会(臨時国会)は内閣が必要と認めたときか、あるいはいづれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があったときに召集される。

※出題頻度：「臨時会(臨時国会)○」「4 分の 1 以上△」

[[臨時会(臨時国会)]]
内閣が必要と認めたとき
議員の4分の1以上の要求

[問題](後期中間)

次の文中の①、②に適語を入れよ。

内閣が必要と認めたとき、または、いづれかの議院の総議員の(①)分の 1 以上の要求によって召集される国会を(②)という。

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 4 ② 臨時会(臨時国会)

[問題](入試問題)

参議院の議員数が 245 人のとき、参議院が臨時国会の召集を要求することができるのは、最低何人以上の参議院議員の要求がある場合か。

(山形県)

[解答欄]

[解答]62 人以上

[解説]

臨時国会は、衆議院か参議院いずれかの総議員の 4 分の 1 以上の要求があった場合などに召集される。 $245 \div 4 = 61.25$ (人)なので、62 人以上の参議院議員の要求が必要となる。

[国会の種類全般]

[問題](2 学期中間)

次の国会をそれぞれ何というか。

- ① 毎年 1 回、1 月中に召集される国会で、会期は 150 日間である。
- ② 内閣が必要と認めたとき、またはいずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があつた場合に召集される。
- ③ 衆議院解散後の総選挙の日から 30 日以内に召集され、内閣総理大臣の指名を行う。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 常会(通常国会) ② 臨時会(臨時国会) ③ 特別会(特別国会)

[解説]

種類	会期と召集	主な議題
常会 (通常国会)	会期は <u>150</u> 日。毎年 1 回 <u>1 月</u> 中に召集される。	翌年度の <u>予算の審議</u>
臨時会 (臨時国会)	内閣またはいずれかの議院の総議員の <u>4 分の 1 以上</u> の要求があつたとき開催。	補正予算の審議 緊急に必要な議題
特別会 (特別国会)	衆議院の解散後の総選挙の日から <u>30</u> 日以内に <u>召 集</u> される。	ないかくそつりたいしん しめい <u>内閣総理大臣の指名</u>
参議院の緊急集会	衆議院の解散中、緊急の必要がある場合に召集される。	緊急に必要な事項

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～④に適語を入れよ。

国会には、毎年 1 回 1 月中に召集される(①)、衆議院の解散後の総選挙の日から 30 日以内に召集される(②)、内閣が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があった場合に召集される(③)、さらに衆議院解散中の緊急の場合に召集される参議院の(④)がある。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 常会(通常国会) ② 特別会(特別国会) ③ 臨時会(臨時国会) ④ 緊急集会

[問題](後期中間)

次の表の①～⑧にあてはまる語句や数字を書け。

常会(通常国会)	毎年 1 回、(①)月中に召集される。会期は(②)日間。
臨時国会(臨時会)	(③)が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の(④)分の 1 以上の要求があったとき開かれる。
特別国会(特別会)	衆議院の(⑤)後の総選挙の日から(⑥)日以内に開かれる。 (⑦)の指名を最優先して行なう。
(⑧)	衆議院の解散中、緊急の必要があるときに開かれる。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧

[解答]① 1 ② 150 ③ 内閣 ④ 4 ⑤ 解散 ⑥ 30 ⑦ 内閣総理大臣 ⑧ 緊急集会

[問題](2 学期中間)

次の資料はある年の国会の流れである。表中の A～C には国会の種類を、D には適切な語句を入れよ。

1月	(A)が招集される。	9月	(B)が招集される。
2月	予算の審議が始まる。		(D)の指名が行われる。
3月	予算が成立する。	10月	(C)が招集される。
4月	法律案の審議が始まる。		重要法案・補正予算などの審議が行われる。
7月	(A)が閉会する。		
	衆議院が解散する。	12月	(C)が閉会する。
8月	衆議院の総選挙が行われる。		

[解答欄]

A	B	C	D
---	---	---	---

[解答]A 常会(通常国会) B 特別会(特別国会) C 臨時会(臨時国会) D 内閣総理大臣

[解説]

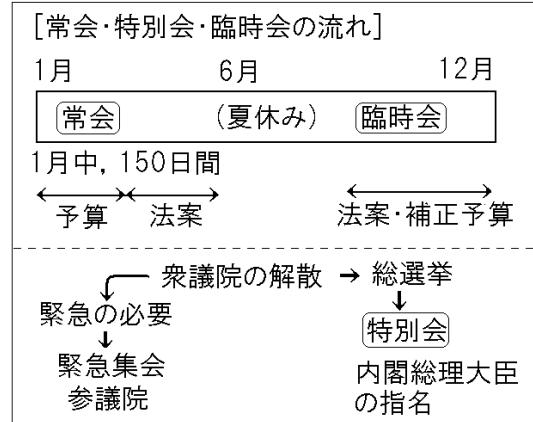
毎年1月中に必ず常会(通常国会)が開かれる。ここでは主として、4月から始まる新年度の予算が審議される。会期は150日間で、予算成立後は、法案審議を進める。6月中ごろに会期が迫るが、その際、会期延長が行われることがある。

その後、国会は夏休みをへて、秋から臨時会(臨時国会)が開かれる。臨時会は内閣が必要と認めたときか、あるいはいずれかの議院の総議員の

4分の1以上の要求があったときに召集されることになっているが、実際には毎年9月ごろに開かれている。ここでは、もっぱら法案審議が中心になる。

衆議院が解散されて総選挙が行われたときは、総選挙後30日以内に特別会(特別国会)が召集される。特別会の目的は内閣総理大臣の指名である。

衆議院の解散中に、必要が生じたときは参議院の緊急集会が開かれる。



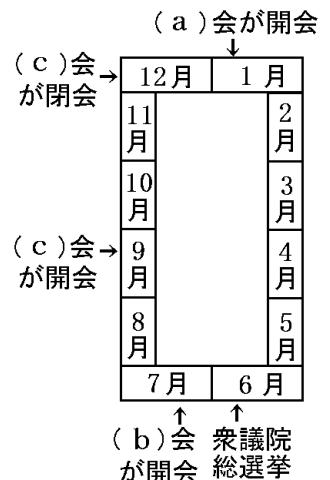
[問題](2学期中間)

右の図は、ある年度の国会の動きの一部を表したものである。

各問い合わせよ。

- (1) a～cに適する国会の種類を答えよ。
- (2) (b)国会では、何が行われるか。
- (3) 1月からおこなわれたa会で必ず審議されることは何か。

漢字2字で答えよ。



[解答欄]

(1)a	b	c
(2)	(3)	

[解答](1)a 常(通常国) b 特別(特別国) c 臨時(臨時国) (2) 内閣総理大臣の指名

- (3) 予算

[問題](後期期末)

国会の種類と召集について説明した文として、適当でないものを次のア～エの中から 1 つ選べ。

- ア 衆議院の解散中に、緊急の必要が生じた場合、参議院で開かれるのは緊急集会である。
- イ 衆議院の解散後から 30 日以内に召集されるのは、特別会である。
- ウ 内閣が必要と認めたとき、またはいずれかの議院の総議員の 4 分の 1 以上の要求があつたときに召集されるのは、臨時会である。
- エ 会期が 150 日間で、毎年 1 回、1 月に召集されるのは、常会である。

[解答欄]

[解答]イ

[解説]

イが誤り。「衆議院の解散後から 30 日以内」ではなく、「衆議院の解散後の総選挙の日から 30 日以内」に特別会が召集される。

【】国会の仕事

【】法律の制定

[法律案の提出]

[問題](後期中間)

(X)と内閣は、ともに法律案をつくり、国会へ提出することができる。Xにあてはまる語句を漢字4字で書け。

[解答欄]

[解答]国会議員

[解説]

法律案は内閣または国会議員によって、どちらかの議院に提出される。議員提出の法律案を、特に議員立法という。議員提出の法律案の成立割合は、内閣提出の場合に比べて著しく低い傾向がある。例えば第196回常会(2018年)では、内閣が提出した65件の法律案のうち成立したものは60件である(成立率は92%)。これに対し、議員が提出した71件の法律案のうち成立したものは20件である(成立率は28%)。

(統計出典)内閣法制局ホームページ(<http://www.clb.go.jp/contents/all.html>)

※出題頻度：「内閣または国会議員が法律案を提出○」「議員立法△」

[法律案の提出]

内閣

国会議員(議員立法)

[問題](2学期期末)

議員提出の法律案を、特に何というか。漢字4文字で答えよ。

[解答欄]

[解答]議員立法

[問題](2学期期末)

右の表は、第196回常会(2018年)における、内閣と国会議員が提出した法案数と成立した法律数を表している。この資料から読み取れることを、「提出」「成立の割合」という語句を使って簡潔に説明せよ。

	提出数	成立数
内閣	65	60
国会議員	71	20

[解答欄]

[解答]国会議員提出の法律案の成立の割合は、内閣提出の場合に比べて著しく低い。

[委員会・公聴会→本会議]

[問題](前期期末改)

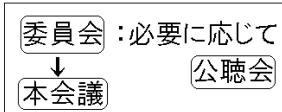
国会に提出された法律案は、まず、各分野の専門の(X)で審議される。(X)では必要に応じて、関係者や学識経験者の意見を聞くために公聴会が開かれることがある。(X)で審議・議決された後、本会議に回される。文中の X に適する語句を答えよ。

[解答欄]

[解答]委員会

[解説]

膨大な法案を最初から本会議にかけて一から審議する時間的余裕がないため、各分野の専門の委員会をそれぞれ作り、事前に専門性を有するそれらの委員会で検討し、内容をある程度につめて、審議の効率化を図っている。委員会は国会内に作られるもので、委員会のメンバーは当然、国會議員である。国會議員は、必ずどこかの委員会に属さなくてはならない。委員会で必要に応じて、関係者や学識経験者の意見を聞くために公聴会が開かれることがある。



※出題頻度：「委員会○」「公聴会○」「本会議○」

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

国会の審議は、それぞれの議院の議員全員が参加する(①)と、議員が分かれて構成する(②)とで行われる。国会に提出された議案は、まず、(②)に回され、審議の過程で関係者や学識経験者の意見を聞く(③)が開かれる場合もある。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 本会議 ② 委員会 ③ 公聴会

[問題](2 学期期末)

公聴会とは、どのような目的で開く会議か、説明せよ。

[解答欄]

[解答]関係者や学識経験者の意見を聞くために開かれる会議。

[法律ができるまでの流れ]

[問題](2 学期中間改)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

法律案は(①)(右図 A)か国会議員かによって、どちらかの議院に提出される。提出された法律案は、専門の(②)(右図 B)で審議され、場合によっては関係者や学識経験者の意見を聞く(③)(右図 C)が開かれることもある。その後、法律案は、本会議に移されて審議・議決が行われる。

可決されれば、他の議院に送られ、同じ手続きを経て、先議の議院と同様に可決されれば法律となり天皇によって公布される。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 内閣 ② 委員会 ③ 公聴会

[解説]

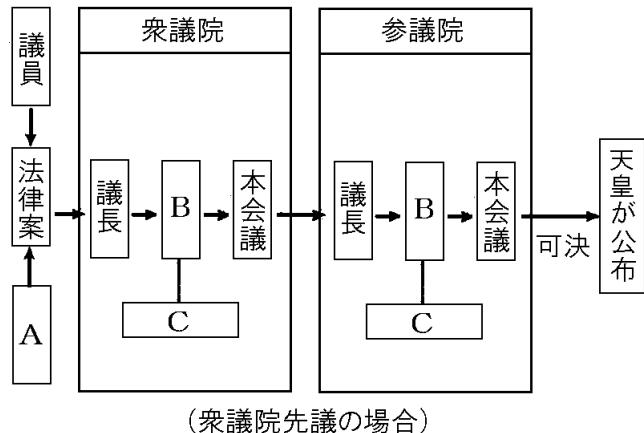
法律案は国会議員または内閣によって、どちらかの議院に提出される。提出された法律案は、専門の委員会で審議され、場合によっては関係者や学識経験者の意見を聞く公聴会が開かれることもある。その後、法律案は、本会議に移されて審議・議決が行われる。

委員会や本会議で法律案が可決されるためには、出席議員の過半数の賛成が必要である。可決されれば、他の議院に送られ、同じ手続きを経て、先議の議院と同様に可決されれば法律となり天皇によって公布される。

議事の決定は、多数決が原則だが、少数意見にも配慮が必要なことは民主主義では当然のことである。さらに会議は国民への公開が原則で、そのためにテレビ中継なども行なわれる。

※出題頻度：「内閣または国会議員が法律案を提出○」「委員会○」「公聴会○」「本会議○」

「出席議員の過半数で可決△」「天皇が公布○」



[法律ができるまでの流れ]

法律案の提出: 内閣か国会議員

↓

先議の議院 : 委員会 (公聴会)

↓

本会議 (出席議員の過半数で可決)

↓

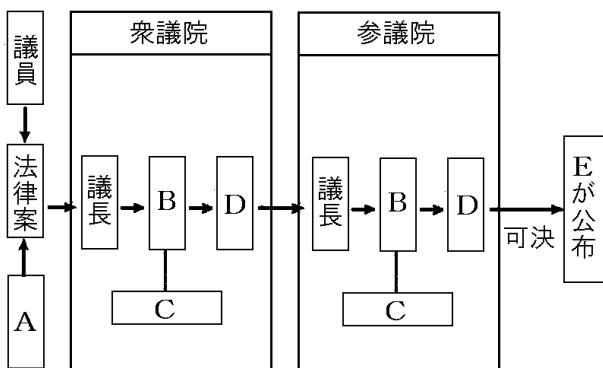
後議の議院

↓

天皇が公布

[問題](入試問題)

次の図の A～E にあてはまる語句を下の[]からそれぞれ選べ。



(衆議院先議の場合)

[国務大臣 内閣 天皇 本会議 裁判所 委員会 公聴会]

(富山県改)

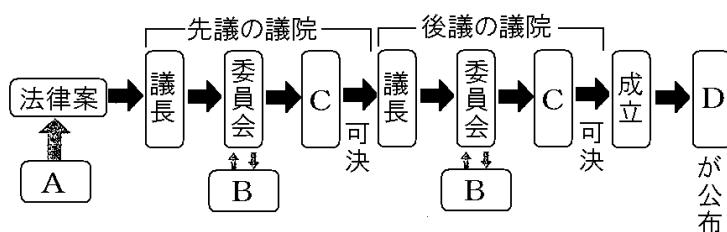
[解答欄]

A	B	C	D
E			

[解答]A 内閣 B 委員会 C 公聴会 D 本会議 E 天皇

[問題](2 学期中間)

次の図を見て、後の各問い合わせに答えよ。



(1) 図中の A は法律案をつくり、国会に提出できる機関や人を示している。A にあてはまるものを 2 つ答えよ。

(2) 図中の B～D にあてはまる語句を答えよ。ただし、B は関係者や学識経験者の意見を聞くために開かれるものである。

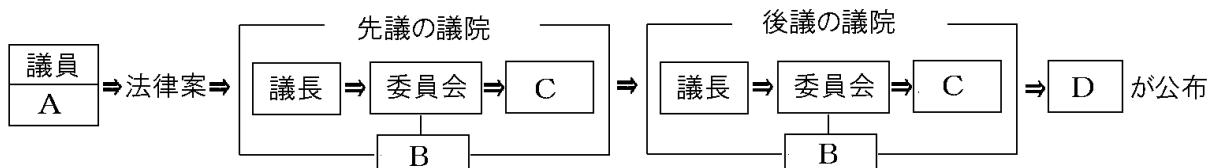
[解答欄]

(1)	(2)B	C	D
-----	------	---	---

[解答](1) 内閣、国会議員 (2)B 公聴会 C 本会議 D 天皇

[問題](2 学期中間)

次の図を見て、後の各問い合わせに答えよ。



- (1) 図中の A は、法律案や予算案をつくるて国会に提出できるところである。A にあてはまる語句を書け。
- (2) 図中の B は、重要な法律案や予算の審議のとき、関係者や学識経験者の意見を聞くために委員会で開かれるものである。B にあてはまる語句を書け。
- (3) 図中の C, D にあてはまる語句をそれぞれ書け。
- (4) 委員会や C で法律案などを可決するためには、どれだけの賛成が必要か。次の空欄にあてはまる語句を書け。
(①)議員の(②)の賛成が必要

[解答欄]

(1)	(2)	(3)C	D
(4)①	②		

[解答](1) 内閣 (2) 公聴会 (3)C 本会議 D 天皇 (4)① 出席 ② 過半数

[問題](2 学期中間)

次の文章中の①～⑧に適語を入れよ。

法律は、国会の定める決まりであり、憲法の次に強い効力をもつものである。法律案は(①)または国会議員によって、どちらかの議院に提出される。提出された法律案は、専門の(②)で審議され、場合によっては、関係者や学識経験者の意見を聞く(③)が開かれることもある。その後、法律案は(④)に移されて審議・議決が行われる。法律案が(④)で可決されるためには、出席議員の(⑤)数の賛成が必要である。可決されれば、他の議院に送られ、同じ手続きを経て、先議の議院と同様に可決されれば法律となり、(⑥)によって公布される。議事の決定は、多数決が原則だが、(⑦)意見にも配慮が必要なことは民主主義では当然のことである。さらに会議は国民への(⑧)が原則で、そのためにテレビ中継なども行なわれる。

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧

[解答]① 内閣 ② 委員会 ③ 公聴会 ④ 本会議 ⑤ 過半 ⑥ 天皇 ⑦ 少数 ⑧ 公開

[問題](入試問題)

次の各問いに答えよ。

- (1) 参議院の議員数が 248 人のとき、最小限の出席議員数で、法案が可決される最小限の賛成票の数はいくつか。ただし、本会議の定足数は総議員の 3 分の 1 以上である。(鳥取県)
- (2) 議会の審議で、意見がまとまりにくいときは、最終的に多数決でものごとを決める方法が用いられているが、多数決が正しく運営されるためには、どのようなことを心がける必要があるか、「少数」ということばを使って書け。(兵庫県)

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 42 (2) 少数の意見が尊重されること。

[解説]

(1) 本会議の定足数は総議員の 3 分の 1 以上である。議員数が 248 人なので、定足数は、 $248 \div 3 = 82.66\cdots$ で 83 人である。法律案は出席議員の過半数で可決されるので、出席議員が 83 人の場合、 $83 \div 2 = 41.5$ なので、過半数は 42 人である。

[再可決：衆議院の優越]

[問題](2 学期中間)

衆議院が可決した法律案について、参議院が否決した場合、衆議院で出席議員の(X)以上で再可決したときは法律が成立する(衆議院の優越)。なお、再可決の前に、衆参両議院の代表者による両院協議会を開いて意見の調整を行うことができる(法律案の場合は、両院協議会を必ず開かなければならないわけではない)。文中の X に適語をいれよ。

[解答欄]

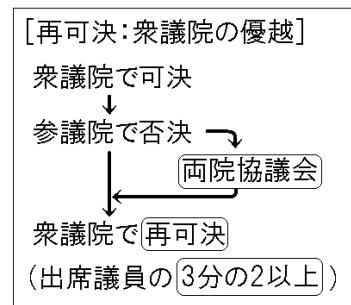
[解答]3 分の 2

[解説]

法律案が、衆議院で可決されて、参議院で否決された場合、衆参両議院の代表者による両院協議会を開いて意見の調整を行うことができる。(法律案の場合は、両院協議会を必ず開かなければならないわけではない。)

衆議院が可決した法律案について、参議院が否決した場合、衆議院で出席議員の 3 分の 2 以上で再可決したときは法律が成立する(衆議院の優越)。なお、衆議院が可決した後、参議院が国会休会中の期間を除いて 60 日以内に議決しないときには、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

※出題頻度：「出席議員の 3 分の 2 以上で再可決◎」「両院協議会○」



[問題](前期期末)

衆議院で可決し、参議院でこれと異なった議決をした法律案について、憲法はどのように定めているか。正しい文を1つ選んで記号で答えよ。

ア 衆議院で、出席議員の3分の2以上の多数で再び可決すると、法律になる。

イ 衆議院で、総議員の過半数以上の多数で再び可決すると、法律になる。

ウ 衆議院で、総議員の3分の2以上の多数で再び可決すると、法律となる。

[解答欄]

[解答]ア

[解説]

再可決には出席議員の3分の2以上が必要である。総議員の3分の2以上ではない。

[問題](後期中間)

次の文章中の①～④に適語を入れよ(または、適語を選べ)。

- ・衆議院と参議院の意見が異なる場合、(①)会を開くことがある。
- ・衆議院で可決した法律案が参議院で否決された場合、衆議院が②(総議員／出席議員)の(③)以上の賛成で(④)すれば、法律案は成立する。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]①両院協議 ②出席議員 ③3分の2 ④再可決

[問題](2学期中間)

衆議院が可決した法律案が参議院で否決された場合に、法律として成立するためにはどのような手続きが必要か。

[解答欄]

[解答]衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再可決すること。

[問題](後期中間)

法律の制定について、参議院が衆議院と異なる議決をした法律案は、衆議院で再び可決されれば法律となる。定数465人の衆議院で450人の議員が出席した場合、再可決のためには最低何人の賛成が必要か。

[解答欄]

[解答]300人

[解説]

再可決には出席議員450人の3分の2の300人以上の賛成が必要である。

[問題](入試問題)

次の資料は、ある法律案の採決の結果について示したものである。この法律案は、法律として成立したか、成立しなかったか。その理由を明らかにしながら、「出席議員」の語を用いて簡潔に書け。ただし、棄権票はなかったものとする。

(資料)



(注)この時の議員定数は、衆議院480人、参議院242人

(奈良県)

[解答欄]

[解答]衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再び可決したため、成立した。

[解説]

この法律案は、衆議院で賛成多数で可決されたが、参議院では反対多数で否決された。そして、再び、衆議院で採決が行われた。棄権票はなかったので、出席議員は、 $334 + 133 = 467$ (人)

である。 $467 \times \frac{2}{3} = 311.3\cdots$ (人)なので、出席議員の3分の2以上(334)の多数で決したため、

成立した。

【】予算の審議・議決

[予算の提出・先議権]

[問題](2 学期中間改)

予算の原案は財務省が作成し、内閣が国会に提出する。予算は衆議院で必ず先に審議されるが、この権限を何というか。漢字3字で答えよ。

[解答欄]

[解答]先議権

[解説]

政府は、毎年、どの程度の税金などの収入があり、それをどのように使うかという見積もりを立てる。この見積もりを予算という。予算を提出できるのは内閣のみである。法律と違って議員が提出

[予算の提出・先議権]

内閣が提出

[衆議院に先議権]

することはできない。予算の原案は財務省が作成し、内閣が国会に予算を提出する。予算はまず衆議院に提出される。これを予算の先議権という(法律案の場合は、衆議院、参議院のどちらに先に提出してもかまわない)。

※出題頻度：「内閣が提出△」「衆議院に先議権○」

[問題](入試問題)

国会では、法律案などの審議を行うが、議案の中には、日本国憲法により先議の議院を定めているものがある。①その議案と、②最初に審議する議院を書け。

(滋賀県)

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 予算 ② 衆議院

[問題](後期中間)

次の各問い合わせに答えよ。

- (1) 政府は、毎年、どの程度の税金などの収入があり、それをどのように使うかという見積もりを立てる。この見積もりを何というか。
- (2) (1)の原案をつくる省庁はどこか。
- (3) (1)を国会に提出する機関はどこか。
- (4) (1)の先議権をもっているのは、衆議院と参議院のどちらか。

[解答欄]

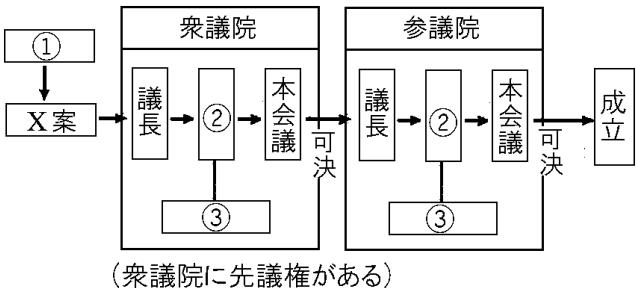
(1)	(2)	(3)	(4)
-----	-----	-----	-----

[解答](1) 予算 (2) 財務省 (3) 内閣 (4) 衆議院

[問題](後期中間)

右の図を見て、次の各問いに答えよ。

- (1) 図中の X あてはまる語句は、「法律」「予算」のどちらであるか書け。
- (2) (1)のように判断した理由を簡単に説明せよ。
- (3) 図の①～③あてはまる語句を書け。



[解答欄]

(1)	(2)	
(3)①	②	③

[解答](1) 予算 (2) 予算は衆議院に先議権があるから。 (3)① 内閣 ② 委員会

③ 公聴会

[解説]

法律案の場合は、衆議院、参議院のどちらに先に提出してもかまわないが、予算の場合は、衆議院に先議権がある。予算を提出できるのは図中①の内閣のみである。②の予算委員会において、関係人や学識経験者の意見を聞く公聴会を開くこともある。

[予算が参議院で否決されたとき]

[問題](前期期末改)

予算はまず衆議院に提出される(先議権)。衆議院で可決した予算案が参議院で否決された場合には、両院の代表者によって(X)会が開かれる。(X)会でも意見が一致しないときは衆議院の議決が優先され、予算は成立する。また、参議院が30日以内に議決しないときも、衆議院の議決が優先され、予算は成立する。文中の X あてはまる適語を答えよ。

[解答欄]

--

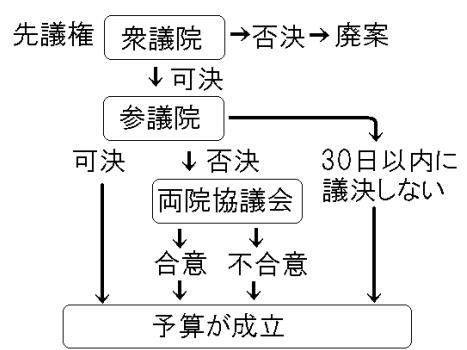
[解答]両院協議

[解説]

予算はまず衆議院に提出される(先議権)。衆議院では、まず予算委員会で審議・議決を行った後、本会議で審議・議決を行う。衆議院で可決された予算案は参議院へ送られる。参議院でも予算委員会→本会議と審議・議決が行われる。参議院でも可決されれば予算が成立する。

問題なのは、参議院が予算を否決した場合である。このときは、必ず両院協議会が開かれる。

[予算が参議院で否決されたとき]



両院協議会で意見が一致しないときは、衆議院の議決が優先され、予算は成立する。また、参議院が30日以内に議決しないときも、衆議院の議決が優先され、予算は成立する。このように、予算について、憲法は特に強い衆議院の優越を定めている。予算は、否決されたままではすまされない重要事項なので、法律案の場合よりも、衆議院の優越を強くしている。
※出題頻度：「両院協議会で意見が一致しないとき○、参議院が30日以内に議決しないとき△→衆議院の議決が国会の議決となる○」

[問題](後期中間)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

予算について、参議院で衆議院と異なった議決をした場合、(①)を開き、それでも意見が一致しないとき、または参議院が衆議院の可決した予算を受け取ってから(②)日以内に議決しないときは、(③)の議決が国会の議決となる。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 両院協議会 ② 30 ③ 衆議院

[問題](1学期期末)

予算の議決について、次のア～エのうち正しいものを1つ選べ。

- ア どちらが先に審議してもよい。
- イ 衆議院で可決した予算を参議院が否決した場合は、廃案になる。
- ウ 参議院が衆議院の可決した予算を受け取った後、30日以内に議決しない場合は、衆議院の議決が国会の議決となる。
- エ 予算案は内閣や国會議員が作成し、国会に提出する。

[解答欄]

[解答]ウ

[解説]

アは誤り。法律と違って、予算の場合には衆議院に先議権がある。

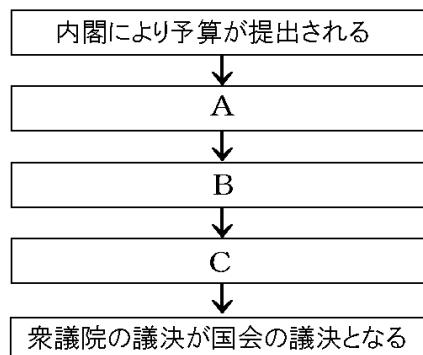
イは誤り。衆議院で可決した予算を参議院で否決した場合は、両院協議会が開かれる。両院協議会でも意見が一致しないときは衆議院の議決が国会の議決となり、予算は成立する。

エは誤り。法律案と違って、予算を提出できるのは内閣のみである。

[問題](2学期期末)

Tさんは、国の予算の議決について調べ、ある年の予算の議決の流れを示した図をつくった。図中のA～Cにあてはまるものを、ア～エの中から1つずつ選び、その記号を書け。

- ア 両院協議会で意見が一致しない。
- イ 参議院において否決される。
- ウ 衆議院において可決される。
- エ 衆議院において再可決される。



[解答欄]

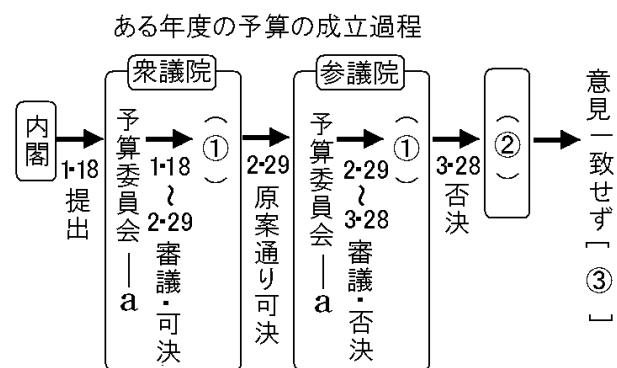
A :	B :	C :
-----	-----	-----

[解答]A : ウ B : イ C : ア

[問題](1学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 右の図の①, ②にあてはまる語句を書け。
- (2) 図中のaは、専門家から意見を聞くために開かれる会である。何という会か。
- (3) ③にあてはまる文を、次から1つ選べ。
 - ア 衆議院で3分の2以上の多数で再び可決して成立する。
 - イ 衆議院の議決が国会の議決となって成立する。



[解答欄]

(1)①	②	(2)	(3)
------	---	-----	-----

[解答](1)① 本会議 (2) 両院協議会 (3) イ

[問題](入試問題)

右の表は、ある年度の一般会計予算案の、衆議院、参議院それぞれの本会議における採決結果を示したものである。このような採決結果となった場合、この予算案は、どのような手続きを経て、どのように議決されるか。説明せよ。

(注)この年度の衆議院の議員定数は480名であった。

(山口県)

	衆議院	参議院
投票総数	476	234
賛成	328	110
反対	148	124

[解答欄]

[解答]両院協議会を開き、意見が一致しなければ、衆議院の議決が国会の議決となる。

【】国会のその他の仕事

[内閣総理大臣の指名]

[問題](後期中間改)

国会は、国会議員の中から内閣総理大臣を指名する。衆議院と参議院が異なる人を指名して、両院協議会でも意見がまとまらなかつた場合には、(X)院の議決が優越する。文中のXに適語を入れよ。

[解答欄]

[解答]衆議

[解説]

ないかくそうりだいじん しめい
内閣総理大臣の指名も国会の重要な仕事である。
国会は、国会議員の中から内閣総理大臣を指名する。衆議院と参議院が異なる人を指名して、
両院協議会でも意見がまとまらなかつた場合には、衆議院の議決が国会の議決となる。

[内閣総理大臣の指名]

衆議院と参議院の議決が一致しない場合

↓
両院協議会を開く

↓
意見がまとまらない場合、

衆議院の議決が国会の議決となる

※出題頻度:「衆議院と参議院が異なる人を内閣総

理大臣に指名→両院協議会○→不一致のときは衆議院の議決が国会の議決となる○」

[問題](入試問題)

次の文の①, ②の()内より適語を選べ。

内閣総理大臣は、国会の議決によって指名される。衆議院と参議院で異なる人物が指名された場合は、①(緊急集会／両院協議会)が開かれ、意見の調整が行われる。それでも意見が一致しないときは、②(衆議院／参議院)の議決が国会の議決となる。

(鹿児島県)

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 両院協議会 ② 衆議院

[問題](2 学期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 国会が行う 3 つの大きな仕事は、法律の審議・議決と、予算の審議・議決と、あともう 1 つは何を指名することか、漢字 6 字で答えよ。
- (2) 衆議院と参議院で異なる人物を(1)に指名した場合に必ず開かれるのは何という会か。
- (3) (2)でも両議院の意見が一致しないときはどうなるか。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)
-----	-----	-----

[解答](1) 内閣総理大臣 (2) 両院協議会 (3) 衆議院の議決が国会の議決になる。

[問題](入試問題)

国会での内閣総理大臣の指名選挙の結果、衆議院では X さん、参議院では Y さん、と両院で異なる人が指名されたため、両院協議会が開催された。両院協議会は、衆議院と参議院からそれぞれ 10 人ずつ選出された 20 人の協議委員で組織され出席委員の 3 分の 2 以上の賛成で議案が成立するが、採決の結果は表のとおりであった。内閣総理大臣に指名されたのは X さんと Y さんどちらか、指名された理由を含めて書け。

(熊本県)

[解答欄]

X さんに賛成	9 人
Y さんに賛成	10 人
どちらにも賛成せず	1 人

[解答]両院協議会で両議院の意見が一致しなかったので、衆議院の優越により X さんが指名された。

[条約の承認]

[問題](後期中間改)

次の文章中の①～③に適語を入れよ。

条約は(①)が結ぶが、その際に国会の(②)を受ける必要がある。条約の(②)について、衆議院と参議院の議決が一致せず、(③)会でも意見が一致しない場合は、衆議院の議決が優先される。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 内閣 ② 承認 ③ 両院協議

[解説]

国どうしや、国と国際機関との間で結ばれた、文書による取り決めのことを 条約 といいう。条約は 内閣 が結ぶが、その際に 国会の承認 を受ける必要がある。条約の承認について、衆議院と参議院の議決が一致せず、両院協議会 でも意見がまとまらなかつた場合には、衆議院の議決が国会の議決となる。

[条約の承認]

衆議院と参議院の議決が一致しない場合

↓
両院協議会を開く

↓
意見がまとまらない場合、

衆議院の議決が国会の議決となる

※出題頻度：「条約の承認について、衆議院と参議院の議決が一致しないとき→両院協議会○
→不一致のときは衆議院の議決が国会の議決となる○」

[問題](入試問題)

条約の承認の場合、1) 衆議院で可決し、参議院に送付後、国会休会中の期間を除いて 30 日以内に参議院が議決しない場合、2) 衆議院で可決し、参議院で異なる議決をした場合で、(X)ときは、衆議院の議決を国会の議決とする。文中の X に適当な内容を書け。

(栃木県)

[解答欄]

[解答]両院協議会を開いても意見が一致しない

[国政調査権・弾劾裁判所の設置]

[問題](2 学期末)

国会が内閣などの仕事をチェックする権利を何というか、次の[]から選べ。

[行政審査権 監査調査権 国政調査権 行政調査権]

[解答欄]

[解答]国政調査権

[解説]

国政調査権は、内閣などが行う国政を調査するために、記録の提出や証人の出頭などを要求できる権利である。内閣の政治をチェックしたり、国の政治全般に対して調査したりする権限で、これにより行政権を持つ内閣を抑制することができる。また、調査結果や証人の答弁などをしっかりと公開すれば、国民の知る権利にも応えることになる。

国政調査権
弾劾裁判所の設置

国会は、裁判官が非行や法律違反を犯したときに裁判官を弾劾裁判によって罷免することができる。両議院で選ばれた各 7 名(計 14 名)で組織される。戦後、これまでに 7 回開かれ 5 人が罷免されている。

※出題頻度：「国政調査権○」「弾劾裁判所○」

[問題](2 学期中間)

国の政治の実際を調査する国会の権限を何というか。

[解答欄]

[解答]国政調査権

[問題](2 学期期末)

次の①, ②のような場合に関係のある国会の権限や仕事を, 下の[]から 1 つずつ選べ。

- ① 内閣が行う国政を調査するために証人を議院によぶ。
② あやまりや不正のあった裁判官をやめさせるかどうかを決める。

[予算の議決 弹劾裁判所の設置 首相の指名 国政調査権 内閣不信任決議
条約の承認]

[解答欄]

①	②
---	---

[解答]① 国政調査権 ② 弹劾裁判所の設置

[憲法改正の発議]

[問題](2 学期中間)

国会の仕事の 1 つに(X)の発議がある。これは各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で発議され、国民投票で決められる。X にあてはまる語句を答えよ。

[解答欄]

[解答]憲法改正

[解説]

憲法は国の基本法であり最高法規であるので、かるがるしく改正を行うべきではない。憲法の改正に慎重な手続きが定められているのはこのためである。まず、内閣または国会議員が憲法改正案を提案し、衆議院・参議院の各議院において、総議員の 3 分の 2 以上の賛成で国会が憲法改正を発議する。

(法律案であれば、「出席議員」の過半数で可決されるが、憲法改正は「総議員」の「3 分の 2 以上」と、成立のための条件を厳しくしている。) 次に、憲法改正の可否について、国民投票を行い、その過半数の賛成があれば憲法改正が成立する。

※出題頻度：「憲法改正の発議○」「各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成○」

[憲法改正の発議]

各議院の 総議員の 3 分の 2 以上 の賛成で国会が発議

[問題](2 学期期末)

国会の仕事の中に憲法改正の発議があるが、これについて正しいものを 1 つ選べ。

- ア 各議院の全員の賛成で発議し、国民投票により決せられる。
- イ 各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で発議し、国民投票により決せられる。
- ウ 衆議院のみの過半数の賛成で発議し、国民投票により決せられる。

[解答欄]

[解答]イ

[問題](前期期末)

次の文中の①の()内から適語を選べ。また、②、③に適語を入れよ。

国会は、衆議院と参議院の①(出席議員／総議員)の(②)以上の賛成によって、憲法改正を(③)することができる。

[解答欄]

①	②	③
---	---	---

[解答]① 総議員 ② 3 分の 2 ③ 発議

[国会の仕事全般]

[問題](2 学期中間)

国会の仕事にあてはまらないものを、次から 2 つ選べ。

- [条約の承認 憲法改正の発議 条約の締結 予算案の作成 国政調査権の行使]

[解答欄]

[解答]条約の締結、予算案の作成

[解説]

(国会の仕事)

法律・予算など	法律の制定, <u>予算</u> の議決, 決算の承認, 条約の承認
議院内閣制関連	内閣総理大臣の指名, 内閣不信任案の議決(衆議院のみ)
その他	憲法改正の発議 : 各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成が必要 強制裁判所の設置 : 裁判官をやめさせるかどうかを決める 国政調査権 : 証人を呼んだり記録を提出させたりする

[問題](2 学期中間)

国会の仕事にあてはまるものを、次の[　　]の中からすべて選べ。

- [国務大臣の任命 条約の承認 法律の公布 条約の締結 憲法改正の発議
法律の制定 予算案の作成 国政調査権の行使]

[解答欄]

--

[解答]条約の承認、憲法改正の発議、法律の制定、国政調査権の行使

[問題](2 学期中間)

国会の仕事について、次の文の(　　)にあてはまる語句を答えよ。

- ① 立法院としての(　　)の制定。
② (　　)の指名。
③ 税金などを財源とする(　　)の審議と議決。
④ 内閣が外国との間で結んだ(　　)の承認。

[解答欄]

①	②	③	④
---	---	---	---

[解答]① 法律 ② 内閣総理大臣 ③ 予算 ④ 条約

【】衆議院が優越する場合

[問題](前期期末)

次の[　　]の国会の仕事の中で衆議院が優越しているものを 2つ選べ。

- [憲法改正の発議 予算の議決 弹劾裁判所の設置 国政調査 内閣総理大臣の指名]

[解答欄]

[解答]予算の議決、内閣総理大臣の指名

[解説]

[衆議院が優越する場合]

法律案の議決, 予算の議決, 条約の承認

内閣総理大臣の指名 内閣不信任決議(衆議院のみ)

[衆議院と参議院が対等の場合]

憲法改正の発議, 国政調査権, 裁判官の弾劾裁判, 決算の承認

※出題頻度：この単元はよく出題される。

[問題](2 学期中間)

国会の仕事のうち、参議院に対し衆議院により強い権限を与えているところを次の[　　]からすべて選べ。

- [法律案の議決 国政調査権 条約の承認 裁判官の弾劾裁判 予算の議決
憲法改正の発議 内閣総理大臣の指名]

[解答欄]

[解答]法律案の決議、条約の承認、予算の決議、内閣総理大臣の指名

[問題](後期中間)

次の各問い合わせよ。

- (1) 衆議院と参議院とで決定が異なった場合、衆議院の決定を参議院の決定より優先させることになっている。これを何と呼ぶか。「衆議院の〇〇」の形で答えよ。
- (2) (1)が行われるケースを次のア～カからすべて選び、記号で答えよ。
- | | |
|------------------|--------------|
| ア 内閣総理大臣を指名する。 | イ 憲法改正を発議する。 |
| ウ 内閣が結んだ条約を承認する。 | エ 弹劾裁判を行う。 |
| オ 予算の議決を行う。 | カ 法律案の議決を行う。 |

[解答欄]

(1)	(2)
-----	-----

[解答](1) 衆議院の優越 (2) ア, ウ, オ, カ

[問題](2 学期末)

次の[]のうち、衆議院にだけ認められている権限や仕事を 1 つ選べ。

- [予算の議決 弹劾裁判所の設置 首相の指名 国政調査権 内閣不信任決議
条約の承認]

[解答欄]

[解答]内閣不信任決議

[問題](後期中間)

衆議院の優越が認められるものとしてあてはまらないものを次の[]から 1 つ選べ。

- [予算の先議 予算の議決 条約の承認 憲法改正の発議 内閣総理大臣の指名]

[解答欄]

[解答]憲法改正の発議

[問題](1 学期末)

わが国では「衆議院の優越」を認めている。これに関して、次の表の①～⑨にあてはまる語句・数字を記入せよ。

議決事項	議決結果	衆議院の優越
法律案の議決	参議院が衆議院と異なった議決をしたとき。 衆議院が可決した法案を参議院が(①)日以内に議決しないとき。	衆議院で(②)の(③)以上の賛成で再可決。
予算の先議	予算は先に衆議院で審議される(このことを予算の(④)という)。	
予算の議決 条約の承認	参議院が衆議院と異なった議決をし、(⑤)で話し合っても意見が一致しないとき。衆議院が可決した予算等を参議院が(⑥)日以内に議決しないとき。	衆議院の議決がそのまま国会の議決となる。
(⑦)の指名	衆参両院で異なった指名をした場合、(⑧)で話し合っても意見が一致しないとき。 衆議院が指名の議決をした後(⑨)日以内に参議院で指名しないとき。	衆議院の議決がそのまま国会の議決となる。
内閣(⑩)決議	内閣(⑪)決議の議決権は衆議院のみに認められる。	

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨			

[解答]① 60 ② 出席議員 ③ 3 分の 2 ④ 先議権 ⑤ 両院協議会 ⑥ 30
 ⑦ 内閣総理大臣 ⑧ 10 ⑨ 不信任

[問題](2 学期中間)

国会で両議院の議決が一致しないときの手続きについて説明している次の文を読み,
 ①～⑨の空欄にあてはまる語句を下の[]からそれぞれ選べ。

予算, (①)の承認, (②)の指名では, 衆議院と参議院が異なった議決をし, (③)
 協議会でも不一致のとき, または(④)議院が議決しなかったときは, (⑤)議院の議決
 が国会の議決となる。法律案では, (④)議院が異なった議決をしても(⑤)議院で出席議員の
 (⑥)以上の多数で再議決すると国会の議決となる。これを(⑤)議院の優越という。これは,
 (⑤)議院の方が任期が(⑦)年と(⑧)く, (⑨)もあるため, (④)議院より強く国民の
 そのときの考えを反映していると考えられることが根拠となっている。

[2 分の 1 両院 法律 内閣総理大臣 全会一致 短 長 衆 参 一院 貴族 解散
 各国務大臣 3 分の 2 3 分の 1 集合 条約 6 4]

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨			

[解答]① 条約 ② 内閣総理大臣 ③ 両院 ④ 参 ⑤ 衆 ⑥ 3 分の 2 ⑦ 4 ⑧ 短
 ⑨ 解散

【】総合問題

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑩に適語を入れよ。

国会の地位など	国権の(①)機関であって、国の唯一の(②)機関。 国会議員：国会開会中は逮捕されない(③)特権、国会で行った演説や採決などについて法的な責任を問われない(④)特権をもつ。	
2つの議院	<ul style="list-style-type: none"> (⑤)制：衆議院と参議院の2つの議院から成り立っている。 目的：国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることと、(⑥)な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるため。 衆議院の(⑦)：衆議院に参議院より強い権限をあたえている。 理由：(⑧)が短く(⑨)もあるため国民の意見とより強く結びついているから。 	
議員数・任期・被選挙権	衆議院	参議院
	議員数	465人
	任期	(⑩)年 (⑪)あり (⑫)年、(⑬)年ごとに半数改選、(⑪)なし
	被選挙権	(⑭)歳以上 (⑮)歳以上
国会の種類	<p>(⑯)会：1月中に召集、会期は150日、まず予算を審議。 (⑰)会：衆議院解散後30日以内に召集され、(⑱)を指名。 (⑲)会：内閣、またはいずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求で召集される。 参議院の(⑳)集会：衆議院の解散中、(⑳)の必要があるとき。</p>	

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯
⑰	⑱	⑲	⑳

- [解答]① 最高 ② 立法 ③ 不逮捕 ④ 免責 ⑤ 二院 ⑥ 慎重 ⑦ 優越 ⑧ 任期
 ⑨ 解散 ⑩ 4 ⑪ 解散 ⑫ 6 ⑬ 3 ⑭ 25 ⑮ 30 ⑯ 常(通常国) ⑰ 特別(特別国)
 ⑱ 内閣総理大臣 ⑲ 臨時(臨時国) ⑳ 緊急

[問題](要点整理)

次の表中の①～⑯に適語を入れよ。

法律の制定	<p>・法律の制定過程</p> <p>(4分の1以上)</p> <p>・参議院が衆議院と異なった議決をしたとき、(⑦)会が開かれることがある。 衆議院が出席議員の(⑧)以上で再可決したとき、法律が成立。</p>
予算	<p>予算案は財務省が作成し内閣が国会に提出 (⑨)院で先に審議される((⑩)権) 衆議院で可決され参議院で否決されたときは、(⑦)会が開かれる。 →(⑦)会でも意見が一致しないとき衆議院の議決が国会の議決となる。</p>
法律・予算以外で衆議院が優越する場合	<p>国会は国會議員の中から(⑪)大臣を指名する。 内閣が外国と結んだ条約の(⑫) 両院が異なった議決→(⑦)会を開いても一致しないなどの場合 →衆議院の議決が国会の議決となる。 (⑬)不信任の議決：衆議院のみ。</p>
衆参が対等な場合	<p>(⑭)権：政治の実際を調査。 (⑮)の発議。 (⑯)裁判：不正のあった裁判官をやめさせるか決める裁判。</p>

[解答欄]

①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	⑧
⑨	⑩	⑪	⑫
⑬	⑭	⑮	⑯

- [解答]① 内閣 ② 国会議員 ③ 委員会 ④ 公聴会 ⑤ 本会議 ⑥ 天皇 ⑦ 両院協議
 ⑧ 3分の2 ⑨ 衆議 ⑩ 先議 ⑪ 内閣総理 ⑫ 承認 ⑬ 内閣 ⑭ 国政調査
 ⑮ 憲法改正 ⑯ 弹劾

[問題](2 学期中間など)

国会について、次の各問いに答えよ。

- (1) 次の文中の①～④に適語を入れよ。

日本国憲法は、国会の地位について、「国会は国権の(①)機関であって、國の(②)の(③)機関である」と定めている。国権の(①)機関とされるのは、(④)権を持つ国民が選挙で直接選んだ代表者によって組織されるからである。

- (2) 国會議員には次の①、②のような特権がある。それぞれ何という特権か。

- ① 国会が開かれている間は原則として逮捕されない特権。
- ② 国会で行った演説や採決などについて法的な責任を問われない特権。

- (3) 日本の国会は衆議院と参議院で構成されている。このような制度を何というか。

- (4) (3)の制度がとられている理由を「意見」「慎重」という語句を使って答えよ。

- (5) 次の表の①～⑦にあてはまる数字を答えよ。

院 名	衆議院	参議院
定 数	465 人	248 人
任 期	(①)年 (②)あり	(③)年((④)年ごとに半数改選) (②)なし
選挙権	(⑤)歳以上	(⑥)歳以上
被選挙権	(⑥)歳以上	(⑦)歳以上

[解答欄]

(1)①	②	③	④
(2)①	②	(3)	
(4)			
(5)①	②	③	④
⑤	⑥	⑦	

[解答](1)① 最高 ② 唯一 ③ 立法 ④ 主 (2)① 不逮捕特権 ② 免責特権 (3) 二院制

(4) 国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることと、慎重な審議によって一方の議院の行きすぎをおさえるため。 (5)① 4 ② 解散 ③ 6 ④ 3 ⑤ 18 ⑥ 25 ⑦ 30

[問題](後期中間など)

次の各問いに答えよ。

- (1) 衆議院と参議院とで決定が異なった場合、衆議院の決定を参議院の決定より優先させることになっているが、その理由を、「任期」「解散」「意見」という語句を使って説明せよ。
 - (2) (1)のように衆議院が参議院にくらべて強い権限が認められていることを何と呼ぶか。
 - (3) (2)が認められている場合を次のア～カからすべて選び、記号で答えよ。
- ア 内閣総理大臣を指名する。
 イ 憲法改正を発議する。
 ウ 内閣が結んだ条約を承認する。
 エ 弹劾裁判を行う。
 オ 予算の議決を行う。
 カ 法律案の議決を行う。

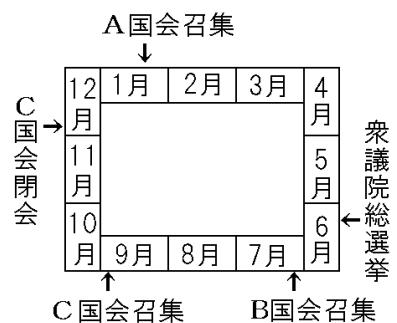
- (4) 衆議院にだけ認められている権限を1つ答えよ。

- (5) 右の図は、ある年度の国会の動きを表している。後の各問いに答えよ。

- ① 図のA～Cにあてはまる国会の種類を答えよ。
- ② Aの国会で他の案件に先立って審議が行われるのは何についてか。
- ③ Aの国会の会期は何日間か。次から選べ。
 [50 日間 100 日間 150 日間 200 日間]
- ④ Bの国会ですべての案件に先立って行われることは何か。
- ⑤ 衆議院の解散中、緊急の必要がある場合に召集されるのは何か。「～院の…」という形で答えよ。

[解答欄]

(1)			
(2)		(3)	(4)
(5)①A	B	C	②
③	④		⑤



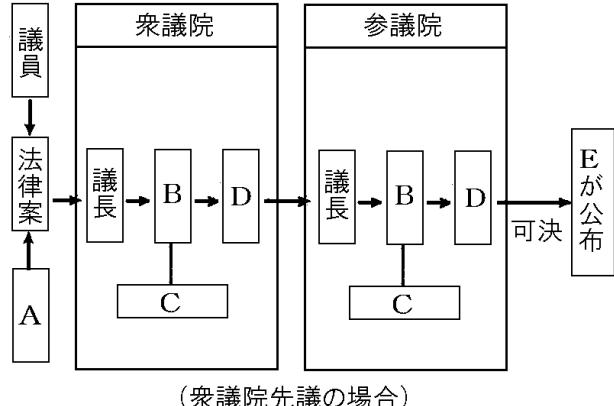
[解答](1) 衆議院は任期が短く解散もあるため国民の意見とより強く結びついているから。

(2) 衆議院の優越 (3) ア, ウ, オ, カ (4) 内閣不信任決議 (5)①A 通常 B 特別
 C 臨時 ② 予算 ③ 150 日間 ④ 内閣総理大臣の指名 ⑤ 参議院の緊急集会

[問題](2 学期中間など)

右図は法律の制定過程を示したものである。次の各問い合わせよ。

- (1) 法律案は、A または国会議員によって提出される。A は何という機関か。
- (2) 提出された法律案は、まず、各分野の専門のBで審議される。B は何か。
- (3) (2)では、関係者や学識経験者の意見を聞くためにCが開かれことがある。C は何か。



- (4) (2)の後、法律案はDで審議・議決される。D は何か。

(5) (2)や(4)で法律案を可決するためには、どれだけの賛成が必要か。「～議員の…の賛成が必要」という形で答えよ。

- (6) 次の文中の①、③に適語を入れよ。また、②の()内から適語を選べ。

衆議院が可決した法律案を参議院が否決した場合、(①)会が開かれことがある。

また、衆議院で②(総議員／出席議員)の(③)以上で再可決したときは法律が成立する。

- (7) (6)のように、衆議院に強い権限が与えられているしくみを何というか。

- (8) 成立した法律を公布するEは誰か。

[解答欄]

(1)	(2)	(3)	(4)
(5)			(6)①
(2)	(3)	(7)	(8)

[解答](1) 内閣 (2) 委員会 (3) 公聴会 (4) 本会議 (5) 出席議員の過半数の賛成が必要。

(6)① 両院協議 ② 出席議員 ③ 3分の2 (7) 衆議院の優越 (8) 天皇

[問題](2 学期期末)

次の各問いに答えよ。

- (1) 予算を国会に提出する機関はどこか。
- (2) 予算はまず衆議院に提出され、審議・議決される。この権限を何というか。漢字 3 文字で答えよ。
- (3) 衆議院で可決された予算案が参議院で否決されたとき、この予算案は、どのような手続きを経て、どのように議決されるか。説明せよ。
- (4) 法律や予算の議決以外で国会が行う仕事には次のようなものがある。①～⑤に適語を入れよ。
 - ・国会議員の中から(①)の指名を行う。
 - ・内閣が外国との間で結んだ条約の(②)を行う。
 - ・証人を議院によんたり、内閣に記録の提出を求めたりして政治を調査する(③)権行使する。
 - ・あやまりや不正のあった裁判官をやめさせるかどうかを決める(④)裁判を行う。
 - ・憲法改正の(⑤)を行う。

[解答欄]

(1)	(2)		
(3)			
(4)①	②	③	④
(5)			

[解答](1) 内閣 (2) 先議権 (3) 両院協議会を開き、意見が一致しなければ、衆議院の議決が国会の議決となる。 (4)① 内閣総理大臣 ② 承認 ③ 国政調査 ④ 弹劾 ⑤ 発議